

## とっとり環境教育・学習アドバイザー制度運営要領

平成16年4月19日一部改正  
(同月1日適用)  
平成18年7月13日一部改正  
平成19年4月6日一部改正  
(同月1日適用)  
平成26年3月3日一部改正

### (目的)

第1条 地域、団体、学校等で実施される環境問題に関する学習会その他の教育啓発の取組（以下「学習会等」という。）に対して指導又は助言を行うとっとり環境教育・学習アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を登録する制度を設け、環境について専門的知識を有する人材を広く県民に紹介することにより、体験を重視した環境教育を支援し、実践的、主体的な環境学習の促進を図り、もって県民総参加による循環型社会の構築に資することを目的とする。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、学習会等で講演、解説、指導、助言等を行い、体験型及び実践型の環境教育の展開を支援する。

### (登録)

第3条 生活環境部長は、鳥取県内在住の者で環境問題に関し知識や経験を有するものをアドバイザーに登録する。

- 2 アドバイザーの登録の申請は、随時、別記様式により、行うものとする。
- 3 アドバイザーの登録の基準は、別表のとおりとする。

### (変更等の届出)

第4条 アドバイザーは、登録事項を変更するとき又は登録を辞退するときは、あらかじめその旨を生活環境部長に届け出なければならない。

- 2 生活環境部長は、前項の規定による届出があったときは、登録事項の変更又は登録の抹消を行うものとする。

### (登録の抹消)

第5条 生活環境部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、アドバイザーの登録を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による届出を行わなかったとき、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。

### (紹介対象)

第6条 アドバイザーを紹介する学習会等は、地域、団体、学校等が実施するものであって、政治、宗教又は営利を目的としないものとする。

### (事務取扱い)

第7条 本要領に関する事務は、環境立県推進課で処理する。

### 附 則

この要領は、平成13年6月14日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年3月3日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後のとっとり環境教育・学習アドバイザー制度運営要領第3条第1項の規定は、施行日以後のアドバイザーの登録について適用し、施行日前に行ったアドバイザーの登録については、なお従前の例による。

別表

## とっとり環境教育・学習アドバイザー登録基準

### 1 基本的条件

次のいずれかの事項に関し、相当な知識を有する者と認められる者であること。

- (1) 自然（森林、植物、動物、星空等）の保護
- (2) 環境管理（環境マネジメント、環境アセスメント等）
- (3) 大気・水質の保全（公害問題を含む。）
- (4) ごみ問題とリサイクルの推進
- (5) 地球温暖化の防止
- (6) 新エネルギーの開発と利用
- (7) その他

### 2 資格・経験等の条件

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 環境省の環境カウンセラー資格を有する者
- (2) 学校や地域において環境教育等を行った経験を有する者
- (3) 企業、団体、地域等において環境保全活動に携わった経験を有する者
- (4) それらの者と同等以上の知識・経験を有すると認められる者

## とっとり環境教育・学習アドバイザー登録申請書

平成 年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

とっとり環境教育・学習アドバイザーの登録を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、本申請書に記載した内容は、公開されても差し支えありません。

氏名	年齢（満年齢）	
住所 連絡先	〒 電話番号： ファクシミリ： メールアドレス：	
環境に関する 所有資格や 活動経歴等	【所有資格】  【活動経歴・経験等】	
専門分野 (指導分野)	自然の保護 ・ 環境管理 ・ 大気・水質の保全 ごみ問題とリサイクルの推進 ・ 地球温暖化の防止 新エネルギーの開発と利用 ・ その他（ ）	
代表的な 講義等の内容	【テーマ】  【対象】 幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 一般  【所要時間】  【内容】	
出張可能 な地域	県全域 ・ 県東部 ・ 県中部 ・ 県西部	

注 代表的な講義等において、使用する資料等を添付してください。